

平成二十四年七月三十日付け広島県報（定期）第五十九号に登載の広島県告示第六百五十二号（特定計量器の定期検査の実施）の一部を次のように訂正する。

商工労働局産業政策課長

一	三の表実施場所の欄の五	三の表実施場所の欄の二一	三の表実施場所の欄の二三
ページ	行	誤	正
	三の表実施場所の欄の五	庄原市西城勤労者体育館	庄原市西城体育館
	三の表実施場所の欄の二一	庄原市民会館	紅梅通りまちなか広場
	三の表実施場所の欄の二三	庄原市民会館	紅梅通りまちなか広場